議案第２０号

市川市手数料条例の一部改正について

市川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成３０年９月７日提出

市川市長　　村　越　　祐　民

市川市条例第　　号

市川市手数料条例の一部を改正する条例

市川市手数料条例(平成１１年条例第４０号)の一部を次のように改正する。

別表建築基準法関係手数料の表中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表建築基準法関係手数料の表道路位置の指定の廃止の申請に対する審査の項の次に次のように加える。

建築物の敷地と道路との関係の適用除外に係る認定の申請に対する審査	１件につき　２８，０００円

別表建築基準法関係手数料の表建築物の敷地と道路との関係の建築の許可の申請に対する審査の項中「建築の」を「適用除外に係る」に改め、同表用途地域における建築等の許可の申請に対する審査の項を次のように改める。

用途地域における建築等の許可の申請に対する審査	１件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 ⑴　利害関係者の意見の聴取及び建築審査会の同意の取得を要しない場合　１２０，０００円 ⑵　利害関係者の意見の聴取を要し、建築審査会の同意の取得を要しない場合　１７０，０００円 ⑶　利害関係者の意見の聴取及び建築審査会の同意の取得を要する場合　１９０，０００円

別表建築基準法関係手数料の表仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査の項中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、「審査」の次に「（次項に掲げる場合を除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により１年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	１件につき　１７０，０００円

別表建築基準法関係手数料の表一の既存不適格建築物について２以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の当該２以上の工事の全体計画（次項において「全体計画」という。）の認定の申請に対する審査の項中「含む工事」の次に「又は用途の変更に伴う工事」を加え、同表全体計画の変更の認定の申請に対する審査の項の次に次のように加える。

建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の許可の申請に対する審査	１件につき　１２０，０００円
建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の許可の申請に対する審査	１件につき　１７０，０００円

別表建築基準法関係手数料の表建築確認済証明書の交付の項中「建築確認済証明書」を「建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第１２条第８項（同法第８８条第１項から第３項までにおいて準用する場合を含む。）に規定する台帳の記載事項（建築基準法令の規定による処分に係る建築物の敷地等に関する事項に限る。）の証明書」に改め、同表建築確認申請受理証明書の交付の項から中間検査合格証明書の交付の項まで及び道路位置指定申請受理証明書の交付の項を削る。

別表長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料の表長期優良住宅建

築等計画の認定の申請に対する審査の項の備考中「（昭和２５年法律第２０１号）」を削る。

附　則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

⑴　別表建築基準法関係手数料の表の改正規定（「建ぺい率」を「建蔽率」に改める部分に限る。）　公布の日

⑵　別表建築基準法関係手数料の表建築確認済証明書の交付の項の改正規定並びに同表建築確認申請受理証明書の交付の項から中間検査合格証明書の交付の項まで及び道路位置指定申請受理証明書の交付の項を削る改正規定並びに別表長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料の表長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の項の備考の改正規定　平成３０年１２月１日

⑶　別表建築基準法関係手数料の表道路位置の指定の廃止の申請に対する審査の項の次に次のように加える改正規定、同表建築物の敷地と道路との関係の建築の許可の申請に対する審査の項及び仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査の項の改正規定並びに同項の次に次のように加える改正規定　建築基準法の一部を改正する法律（平成３０年法律第６７号。以下「改正法」という。）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

⑷　別表建築基準法関係手数料の表用途地域における建築等の許可の申請に対する審査の項及び一の既存不適格建築物について２以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の当該２以上の工事の全体計画（次項において「全体計画」という。）の認定の申請に対する審査の項の改正規定並びに同表全体計画の変更の認定の申請に対する審査の項の次に次のように加える改正規定　改正法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

理　　由

建築基準法の改正による建築物の敷地と道路との関係の適用除外に係る認定等の申請に対する審査の事務及び同法の台帳に記載した確認等に係る建築物の敷地等に関する事項の証明書の交付の事務を行うこととなることから、これらの事務に係る手数料の額を定めるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。